（許可の取消し等に係る通知）

**第九条の三十三**　公安委員会は、法第七十五条の二十七第一項の規定により特定自動運行の許可を取り消し、又はその効力を停止したときは、別記様式第五の十二の通知書により当該処分を受けた者に通知するものとする。

（許可の取消しの公示の方法）

**第九条の三十四**　法第七十五条の二十七第三項の規定による公示は、次に掲げる事項について、インターネットの利用その他の方法により行うものとする。

一　許可を取り消した旨

二　特定自動運行実施者の氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名

三　特定自動運行の経路

四　特定自動運行を行う日及び時間帯

五　許可を取り消した年月日

六　前各号に掲げるもののほか、公安委員会が必要と認める事項

（仮停止に係る通知）

**第九条の三十五**　警察署長は、法第七十五条の二十八第一項の規定による特定自動運行の許可の効力の停止（次条において「仮停止」という。）をしたときは、別記様式第五の十三の通知書により当該処分を受けた者に通知するものとする。

（公安委員会への報告）

**第九条の三十六**　法第七十五条の二十八第三項の内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　仮停止をした旨

二　仮停止に係る許可を受けた特定自動運行実施者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三　仮停止を受けた許可に係る許可証の番号

四　仮停止の年月日

五　仮停止の理由

（国家公安委員会への報告）

**第九条の三十七**　法第七十五条の二十九の内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　処分を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名並びにその役員の氏名及び住所

二　処分の別及び理由

三　法第七十五条の二十六第一項の規定による処分にあつては、当該処分の内容

四　処分の期日及び処分に係る期間

（許可証の返納等）

**第九条の三十八**　特定自動運行実施者は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、遅滞なく、許可証をその交付を受けた公安委員会に返納しなければならない。

一　特定自動運行を行わないこととしたとき。

二　許可が取り消されたとき。

三　許可証の再交付を受けた場合において、亡失した許可証を発見し、又は回復したとき。